

○四日市市自転車等駐車場等条例

平成13年3月28日

条例第20号

四日市市自転車等駐車場条例（平成9年四日市市条例第18号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第244条の2の規定に基づき、自転車等駐車場及びレンタサイクル（貸し出すことを目的として設置する自転車をいう。以下同じ。）の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

（自転車等駐車場の設置）

第2条 本市は、自転車等の利用者の利便に供するとともに、自転車等の放置の防止に資するため、次の表の左欄に掲げる自転車等駐車場を同表の右欄に掲げる位置に設置する。

名称	位置
四日市市近鉄四日市駅南自転車等駐車場	四日市市鵜の森一丁目16番4号
四日市市近鉄四日市駅北自転車等駐車場	四日市市安島一丁目1番26号

（自転車等駐車場の使用可能車両）

第3条 自転車等駐車場を使用できる車両は、別に規則で定める。

（自転車等駐車場の供用時間）

第4条 自転車等駐車場の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、自転車等の入場又は出場取扱時間は、別に規則で定める。

（レンタサイクルの設置）

第5条 本市は、自転車を近距離公共交通機関の1つとして市民及び本市を訪れる者の使用に供するため、別に規則で定めるレンタサイクルポートにレンタサイクルを設置する。

（レンタサイクルの使用対象者）

第6条 レンタサイクルを使用できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 中学生以上の者であること。

(2) レンタサイクルを使用するに当たり安全上支障のない者であること。

（レンタサイクルの使用時間）

第7条 レンタサイクルを使用できる時間は、別に規則で定める。

(使用許可)

第8条 自転車等駐車場又はレンタサイクルを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、自転車等駐車場の管理上必要があると認めたときは、前項の規定により許可を受けた者に対し、駐車の位置を指定し、又は自転車等駐車場の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

3 市長は、自転車等駐車場の収容能力を超えるときその他自転車等駐車場の管理上支障があると認めたときは、自転車等駐車場の使用を許可しない。

4 市長は、レンタサイクルの管理上必要があると認めたときは、第1項の規定により許可を受けた者に対し必要な条件を付し、又は同項の許可をしないことができる。

(使用料の額)

第9条 自転車等駐車場又はレンタサイクルを使用する者（以下「使用者」という。）は、別に規則で定めるところにより自転車等駐車場又はレンタサイクルの使用区分ごとの使用料を納付しなければならない。

2 前項に定める使用料の額は、別表に定める額とする。

(使用料の減免)

第10条 市長は、別に規則で定める基準に従い、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は還付しない。ただし、自転車等駐車場又はレンタサイクルの供用時間若しくは使用時間の変更、休止又は廃止その他特別の理由が生じたときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。

(譲渡又は転貸の禁止)

第12条 使用者は、自転車等駐車場又はレンタサイクルの使用の権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

(駐車の拒否)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、駐車を拒否することができる。

(1) 自転車等駐車場の施設その他の物件（以下「施設等」という。）の構造上自転車等を駐車させることができないとき。

(2) 施設等又は人体に危険を及ぼすおそれがある物品を自転車等に積載しているとき。

(3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。

(4) その他施設等の管理上支障があるとき。

(禁止行為)

第14条 自転車等駐車場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の車両の駐車を妨げること。

(2) 施設等又は駐車中の他の車両を汚損し、又はき損すること。

(3) みだりに火気を使用し、騒音を発し、又はごみその他の汚物を捨てること。

(4) 前3号のほか、自転車等駐車場の管理に支障を及ぼす行為をすること。

(使用許可の取消し)

第15条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、第8条第1項の規定に基づく許可を取り消すことができる。

(1) 使用者が、前条各号に掲げる行為をしたとき。

(2) 使用者が、使用の許可に係る条件に違反したとき。

(3) 使用者が、偽りその他不正手段により使用の許可を受けたとき。

(4) 前3号のほか、自転車等駐車場又はレンタサイクルの管理上やむを得ない理由があるとき。

(損害賠償)

第16条 使用者は、施設等又はレンタサイクルを損傷又は滅失したときは、市長の定めるところに従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(自転車等駐車場内における損害の責任)

第17条 市は、自転車等駐車場内において第三者の行為により生じた損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(管理の代行等)

第18条 市長は、自転車等駐車場及びレンタサイクルを管理上必要があると認めるときは、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とし、指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従って誠実に自転車等駐車場及びレンタサイクルを管理しなければならない。

- (1) 第 8 条に規定する使用許可、第 13 条に規定する駐車拒否、第 15 条に規定する使用許可の取消しその他使用許可に関する業務
- (2) 第 9 条に規定する使用料の徴収、第 10 条に規定する使用料の減免、第 11 条に規定する使用料の還付その他使用料に関する業務
- (3) 施設等及びレンタサイクルの維持管理に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、自転車等駐車場及びレンタサイクルの管理に関して市長が必要と認めた業務

3 第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第 8 条から第 11 条まで、第 13 条、第 15 条、第 17 条及び別表の規定の適用については、第 8 条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 9 条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第 2 項中「別表に定める額」とあるのは「別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額」と、第 10 条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第 11 条、第 13 条及び第 15 条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 17 条中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、別表中「使用料」とあるのは「利用料金の上限額」とする。

4 第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における利用料金は、法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づき、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(委任)

第 19 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(過料)

第 20 条 市長は、第 14 条の規定に違反して自転車等駐車場の管理に支障を及ぼす行為をした者に対しては、5 万円以下の過料を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際に、この条例による改正前の四日市市自転車等駐車場条例の規定に基づき発行された定期利用券（以下この項において「旧定期券」という。）を所持する者が、旧定期券により自転車駐車場を使用する場合においては、旧定期

券は、この条例による改正後の四日市市自転車等駐車場条例の規定に基づき発行されたものとみなす。

附 則（平成 16 年 12 月 28 日条例第 59 号）

この条例は、平成 17 年 2 月 7 日から施行する。ただし、（中略）第 26 条中利用料金の額等の規定に係る改正については、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 6 月 28 日条例第 50 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に、改正前の四日市市自転車等駐車場条例の規定によりなされた処分、手続、その他の行為は、改正後の四日市市自転車等駐車場条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 改正後の四日市市自転車等駐車場条例第 8 条及び別表の規定は、施行日以後の利用許可に係る料金から適用し、同日前の利用許可に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年 9 月 28 日条例第 31 号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 96 号）附則第 1 条本文に規定する同法の施行の日から施行する。

附 則（平成 25 年 10 月 4 日条例第 30 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の四日市市自転車等駐車場等条例別表中、自転車等駐車場に係る一時利用料金の上限額の規定は、この条例の施行の日以後に行う自転車等駐車場の使用許可に係る利用料金の上限額について適用し、同日前に行う自転車等駐車場の使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

3 改正後の四日市市自転車等駐車場等条例別表中、定期利用料金の上限額の規定は、平成 26 年 4 月分以降の自転車等駐車場等の使用に係る利用料金の上限額について適用し、平成 26 年 3 月分までの自転車等駐車場等の使用に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 12 月 27 日条例第 60 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 25 日条例第 3 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

（四日市市自転車等駐車場等条例の一部改正に伴う経過措置）

- 33 第 30 条の規定による改正後の四日市市自転車等駐車場等条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う四日市市近鉄四日市駅南自転車等駐車場及び四日市市近鉄四日市駅北自転車等駐車場の使用許可に係る利用料金の上限額から適用し、同日前に行う四日市市近鉄四日市駅南自転車等駐車場及び四日市市近鉄四日市駅北自転車等駐車場の使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

附 則（令和 8 年 3 月 24 日条例第 20 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の四日市市自転車等駐車場等条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う自転車等駐車場及びレンタサイクルの使用許可に係る使用料について適用し、同日前に行う自転車等駐車場及びレンタサイクルの利用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

別表（第 9 条関係）

1 自転車等駐車場に係る使用料

使用の区分		使用料		
		一時使用	定期使用（1 か月）	定期使用（3 か月）
自転車	一般	1 5 0 円	2 , 7 5 0 円	8 , 2 5 0 円
	学生	1 5 0 円	1 , 9 3 0 円	5 , 7 9 0 円
原動機付自転車		2 8 0 円	3 , 8 5 0 円	1 1 , 5 5 0 円
自動二輪車	5 0 cc 超 1 2 5 cc 以下	4 1 0 円	4 , 6 8 0 円	1 4 , 0 4 0 円
	1 2 5 cc 超	5 5 0 円	5 , 9 1 0 円	1 7 , 7 3 0 円

2 レンタサイクルに係る使用料

使用の区分		使用料	
		1 日使用	定期使用（1 か月）
自転車（電動アシスト自転車を除く。）	一般	1 5 0 円	2 , 7 5 0 円
	学生	1 5 0 円	1 , 9 3 0 円
電動アシスト自転車		3 0 0 円	

備考 学生とは、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する学校、同法第 1 2 4 条に規定する専修学校若しくは同法第 1 3 4 条に規定する各種学校又はこれに類するものとして市長が認める施設に通学している者をいい、一般とは、学生以外の者をいう。